

第45号
平成28年3月10日
発行
「市民活動情報紙
なると」編集委員会

市民活動 情報紙なると

鳴門市ボランティアセンター・
鳴門市ボランティア連絡協議会
☎ 088-685-7170
鳴門市市民協働推進課
☎ 088-684-1200

鳴門市市民活動交流研修会など3つのイベントが同時開催

平成28年2月27日（土）、キョーエイ鳴門駅前店4階イベントホールにおいて、『第14回鳴門市市民活動交流研修会』、『第22回安全なまちを考える市民の集い』、『第81回鳴門市消費者の市・消費生活展』が同時開催されました。

午前10時のオープンと同時に、消費者の市がスタート、消費者協会による共同購入品の即売会や、衣料や食器等が置かれたリサイクルコーナーに多くの人が集まり、掘り出しものを探す姿が見られました。また、徳島県警が昨年購入した新型の3Dで歩行疑似体験ができる歩行者シミュレーターを設置しているコーナーでは、高齢者や子どもたちが、警察の方からの丁寧な指導を受けながら歩行の疑似体験をしました。体験を終えて、参加者のみなさんは、普段、何気に安全だと思い、歩いている道路に潜む危険の多さに改めて驚いていました。



消費者の市・消費生活展



歩行者シミュレーター体験



ひまわり劇団による公演

午後から行われた開会式の後をうけて、ひまわり劇団による、「詐欺にも事故にもあわれん！」と題した寸劇が披露されました。阿波弁での軽妙な掛け合いと心地良いテンポのパフォーマンスに会場の皆さんは、笑いに包まれながらも、身の回りで起こりうる詐欺や事故に対する良いケーススタディの機会となりました。

引き続き、市民活動に関する活動報告が3例報告されました。まず、瀬戸地区自治振興会の益岡会長より、「瀬戸地区活動報告」として、住民間のつながりを取り戻そうと平成24年度より毎年、瀬戸地区公民館で開催している「瀬戸地区コミュニティのつどい」の取り組み内容や地域の安全・美化活動の様子などが紹介されました。続いて、ボランティア川東の中谷会長より、「七枚水尾川の浄化活動」の活動事例が報告されました。かつての塩田への引込み水路が生活排水の排水路と化し、市内でも最も汚染が進んでいるといわれている七枚水尾川を、人が憩える水辺空間へよみがえらせようと、同ボランティア団体を立ち上げ、EM活用による8年間にわたる地道な取り組みにより、少しずつではあるもののヘドロの減少や悪臭の改善、また水生生物の復活が見られるなどの成果がでていたとの報告がありました。

地域が抱える課題を少しずつでも改善しようと立ち上がり、一歩ずつコツコツと自分たちができることを積み上げていく活動とその姿に、会場のおみなさんも深くうなずきながら熱心に耳を傾けていました。

3番目に登場した地域おこし協力隊の二人は、総務省の地域活性化のための取組みとして、地域活性化や住民の生活支援のため鳴門市が任命しており、二十代の情熱あふれる若い二人から鳴門でのこれまでの取組みや今後の抱負などについて報告がされました。

最後に、消費生活に関する講演会として、東京経済大学の教授で弁護士でもある村千鶴子さんより「わたしはだまされない エッ！本当に大丈夫？」という演題で講演が行われました。

最近、特に問題化している詐欺や悪質商法の具体的事例が示され、その対策法などが紹介されました。とりわけ、高齢者が狙われる身近で起こりうる生活情報ということで会場の皆さんも終始、熱心に聞き入っていました。

市民活動に関する活動報告



左から、瀬戸地区自治振興会 益岡会長、ボランティア川東 中谷会長、地域おこし協力隊の矢島さん、岡田さん



村千鶴子先生による消費生活に関する講演

また、ボランティア・NPO マッチングコーナーでは、NPO 団体やボランティア団体が活動する姿を自作のパネルとして展示しており、関心のある人たちが熱心に見まわっていました。さらに、同パネル展示コーナー前に設営されたNPO・ボランティア語り場コーナーにも「今度、鳴門に本格的移住してくる知り合いが、ボランティア活動を始めたいと言っているが、どうしたらよいか」などの相談があり、担当者から具体的なアドバイスを受けていました。

その他、交通防犯に関する展示や、食の安心安全に関する相談、お金に関する展示、電気計測に関する展示、消費生活に関する展示などの消費生活に関する展示コーナーも設けられており、それらについて関心をもつ人が同コーナーを訪れていました。今回の催しは、3つのイベントのコラボレーションということによる相乗効果もあり、参加者は500人を超える充実した盛況の1日となりました。

行事のお知らせ

～第20回 うずしお福祉フェスティバル～

【日時】平成28年3月21日（月・振替休日）

午前10時～午後3時

【場所】鳴門市老人福祉センター3階大会議室

【内容】○車いすの贈呈

○お楽しみ広場（ダンス、保育士ヒーローブレイクショー、和楽器グループ「らるご」）

○第20回開催記念事業

フェスティバル音頭「出会い・ふれあい・和気あいあい」のCD無料贈呈（先着150名）

事例発表「認知症カフェの取り組みについて」他

◆特設コーナー【会場】勤労青少年センター3階

○障がい者施設利用者の作品展及びボランティア・NPO法人等の紹介パネル展

○手づくり手芸コーナー、バザーコーナー、福祉機器展

新しいNPO法人が誕生しました！

花見山心の手紙館



【事務所】鳴門市鳴門町土佐泊浦字
大毛234番地35

【理事長】渡辺 浩幸

【目的】広く一般の市民を対象として手紙を預かり、指定の年月まで保管し、指定の相手に手紙を送付する事業を行い、社会教育の推進、観光の推進、文化の振興及び子どもの健全育成を図るとともに、友人、家族など、人とより良い関係を築き、絆を深めることのできる社会環境の実現に寄与することを目的とする。

We Love [♥]なると

まちづくり活動応援補助金 活動レポート



平成27年度は7事業が採択された「WeLove なるとまちづくり活動応援補助金」。市民の皆さんの「鳴門を良くしたい！」という思いがたくさん込められています。今回は、平成27年12月から平成28年2月の間に行われた活動を紹介します。

「第1回 朗読カフェ in 『第九の杜』」

(実施団体) 音楽劇「バンドー少年物語」実行委員会

日時：平成27年12月13日(日)

場所：賀川豊彦記念館

「板東俘虜収容所」の史実を元に書かれた著書や絵本などの朗読や読み聞かせを行い、鳴門市でなぜ「第九」が歌い継がれてきたのか、その史実の理解を深め、「第九」への市民熱の高揚を図りました。

幼児から学生、高齢者まで幅広い年齢層の方々が参加し、「第九」アジア初演の地にふさわしいイベントとなりました。



「新池川ふれあい健康ウォーク事業～しゃべって・笑って・いきいきウォーキング～」

(実施団体) 新池川をきれいにする会

日時：平成28年1月24日(日)～現在活動中

場所：新池川周辺、渦潮ふれあい館

雪がちらつく中、正しい歩き方を身につけるための講習会と、新池川周辺でのノルディックウォーキングを行いました。

前回の講習を受講後、継続して運動を行っている人も多く、市民の健康増進につながっています。

3月20日(日)には、金光山ハイキングを予定しています。



「イザ! カエルキャラバン! in 鳴門」

(実施団体) 地域活性化団体MOVE

日時：平成28年2月28日(日)

場所：ウチノ海総合公園パークセンター周辺

子どもたちに、いざという時に役立つ防災知識や技を身につけてもらおうと、「水消器でのあてゲーム」や「毛布で担架タイムトライアル」など、工夫を凝らした楽しい防災プログラムがたくさん行われました。

会場は多くの親子連れでにぎわい、子どもたちは互いに協力しながら様々な防災プログラムに挑戦していました。



詳しい活動報告は、「市民協働のまちづくり」のウェブサイトでも紹介しています。ぜひ一度、チェックしてみてください。



鳴門市 市民協働のまちづくり

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/shiminkyodo/>

徳島県指定 NPO 法人制度が発足

平成28年1月から、徳島県指定NPO法人制度が始まりました。

この指定法人制度は、徳島県が定めた基準に適合したNPO法人を条例で指定することで、指定されたNPO法人に対して寄附をしたとき、個人県民税の税額控除等が受けられる制度です。

指定法人になることにより、個人からの寄附の促進が期待されるとともに、税制上の優遇措置等が多くある認定NPO法人の取得への道が近くなるなどのメリットが生まれています。

寄附金
控除の例

◆指定NPO法人に「1万円」の寄附をした場合・・・320円が個人県民税から控除
控除金額：(10,000-2,000)×4%=320円 (2,000円を超える分の4%)

指定NPO法人になるための基準の概要

指定基準には、

□徳島県内に主たる事務所を有すること、□次の2つの要件を満たしていること

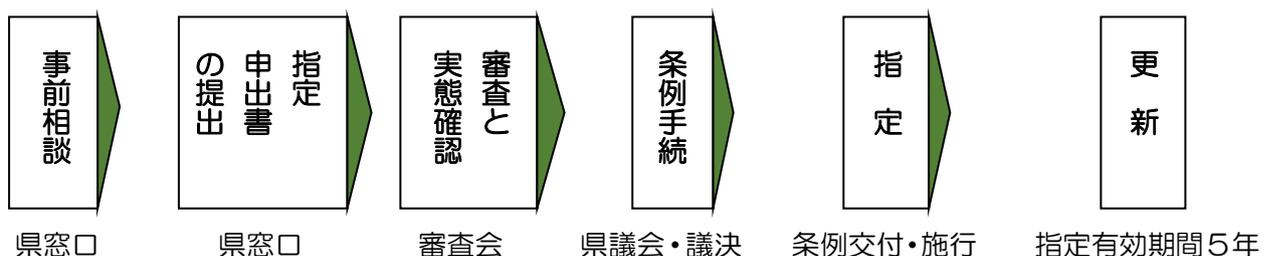
①寄附金の収入実績が次のいずれかに該当すること

- ア 収入金額に占める寄附金の割合が10%以上
- イ 年3,000円以上の寄附者の数が年平均30人以上かつ、
年1,000円以上の寄附金の総額が年平均150,000円以上

②県民の参加・支持の実績が次にいずれかに該当すること

- ア ボランティアスタッフの延べ人数が年平均100人以上
- イ 広く県民等を対象とした特定非営利活動に係る催しを年平均3回以上実施
- ウ 行政、企業、試験研究機関等との協働事業を年平均1回以上実施 などがあります。

指定NPO法人になるための手続



※申出書提出から指定決定までには、約5か月程度かかります。

指定法人になるためには、公益性を判断する要件や、運営面での健全性を判断する要件などの視点から上記を含む10の基準とNPO法で定めている欠格事由に該当しないことなどの条件はありますが、認定NPO法人への条件と比較するとそのハードルの高さが約半分程度となっています。これからのNPO運営を考え、また組織のリニューアルや見直しを図るきっかけとしてチャレンジしてみたいかがでしょうか。

詳細は、徳島県HPへ

担当窓口

徳島県県民環境部 県民環境政策課 協働推進担当

徳島県指定NPO法人

検索

徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-2023